

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：教育庁】

機関名称	東京都産業教育審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	産業教育振興法第11条、東京都産業教育審議会に関する条例
設置年月日	昭和27年12月16日
機関の目的 ・所掌内容	都の産業教育の振興を図るため、都教育委員会若しくは知事の諮問に応じて、産業教育に関し、調査審議し建議する。
委員数	R4.4.1時点未選任
会議公開	公開
会議 非公開理由	
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	
備考	
HPのURL	
問い合わせ先	教育庁都立学校教育部高等学校教育課 電話番号：03(5320)6742 FAX番号：04(5388)1727